消費生活用製品安全法の一部改正と住宅設備機器等メーカーのコンプライアンス・プログラム策定方法について

弁護士法人匠総合法律事務所
弁護士　秋　野　卓　生

目次

本レジュメの文責は弁護士法人匠総合法律事務所にあります。なお、レジュメ作成にあたり、主に下記資料を参考にした事をご報告いたします（参考資料の掲載頁などは、研修会資料ということもあり、割愛させていただきます）。

参考資料

経済産業省　『新しい消費生活用製品安全法について
～製品事故情報の報告・公表制度が始まります～』

NITE　『平成 17 年度事故情報収集制度報告書』

産業構造審議会消費経済部会　製品安全小委員会
『消費者の視点に立った製品安全の確保を目指して』

１　消費生活用製品安全法の改正

平成１８年１１月、第１６５回臨時国会において、消費生活用製品安全法の改正法が全会一致で成立し、１２月６日に公布された。

最近、ガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダー事故等において、行政に事故情報が報告されていないことにより、行政による対応に遅れが生じた等の批判を受け、メーカーや関連事業者が早期に情報を行政に報告することを求めることにしたものである。

消費生活用製品安全法改正の概要

（１）重大製品事故についての報告義務

製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告を義務づけることとする。

①対象範囲：一般消費者が生活に使う製品全般を対象とする。

※　自動車、医薬品等、他の法律によって厳格な安全規制が行われている製品を除く。

②事故範囲：死亡、身体欠損、一酸化炭素中毒等が生じた事故、火災等を対象とする。

③報告義務違反者に対する情報収集等の体制整備命令を設ける（命令違反者に対しては、懲役１年以下又は１００万円以下の罰則を科す）。

④重大製品事故の発生を知ったときから１０日以内に国に対する報告をしなければならない。

（２）主務大臣による公表

主務大臣は、重大製品事故による危害の発生及び拡大を防止のため必要と認めるときは、製品の名称、事故の内容等を公表するものとする。

（３）関連事業者の責務等

①小売事業者、修理事業者、設置工事事業者に対して、製造・輸入事業者への事故情報の通知に努めることを責務として求めることとする。

②販売の事業を行う者に対して、製造・輸入事業者が命じられた回収等危害の発生及び拡大を防止するための措置へ協力すること等を求めることとする。

２　改正法に対する対応

今回の消費生活用製品安全法改正により、重大製品事故の発生を知ったときから１０日以内に国に対する報告をしなければならないと規定された事により、製造メーカーは、１０日以内に重大製品事故の該当性及び国への報告の要否を判断しなければならない事となる。

これまで、重大製品事故であり、且つ消費者の誤使用によるものではない旨の原因の探求に１ヶ月以上の期間を要してきたことを考えると、3倍ものスピードで原因探求をしていかなければならないのであるから、事故対応のマニュアル化は不可欠であり、且つ販売店や工務店・ハウスメーカーとの連携のためのマニュアル化も不可欠となる。

この点、ハウスメーカー・ビルダーにおいても、第３４条において住設機器などの故障その他の重大な事象をビルダーの皆様が発見したときは、メーカーに告知すべき事が求められ、更に、３８条において住設機器などのリコールをメーカーが発表したときにはこのリコールに協力することが求められることになった。

改正消費生活用製品安全法
第三十四条
消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。
２ 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

第三十八条
消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。
２ 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。
３ 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

３　コンプライアンスプログラム策定の必要性

実際、死亡事故や治療に要する期間が３０日以上の負傷・疾病の発生と言った深刻な事態が発生した場合、住宅会社や住宅設備機器等メーカーとしては、

①　まずは、顧客とのトラブル解決
②　次に国に対する報告や社告の掲載、リコール処置

という対応をしてきたことと思う。

ところが、今回の法改正により、

まず、『国に報告をしなさい』

ということが求められることとなった。

これは何を意味するか、と言えば、

国に報告する→国からは社告を打つことを指導される→消費者・社会に動揺を与える→企業に対する信頼が失われていく

という事になるのであり、企業としては重大製品事故に該当するか否か、という判断が一番大事になってくるのである。

この点で、「消費者による誤使用」の場合も重大製品事故に該当するのか、と言う点が関心事項となる。

この点、経産省の説明資料によると、「一般消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故なのかということについて、個別に判断を行うこととしています。」という説明をしているので、やはり、一応、国に対する報告はしてくれ、ということなのであろう。

因みに、実務上は、国に対する報告をするにあたり、消費者による誤使用の可能性を直接証拠、間接証拠を積み上げ、立証をしつつ、報告をしていく事となるだろう。

しっかりとした立証資料と共に説明をしなければ、「社告を打ちなさい」「公表しなさい」→「リコールしなさい」という指導につながりかねない。

この立証資料の準備を１０日以内に実施しなければならないのであるから、住宅設備

機器等メーカーとしては、完璧なコンプライアンス・プログラムを作り上げておき、いざという事故に備えなければならない。

　また、住宅設備機器等メーカー社内だけでは不十分である。
　実務では、問屋や販売店、更にはハウスメーカー・ビルダー等の住宅会社の協力を得なければ、正しい情報も立証資料も得ることはできない。
　従って、問屋、販売店、住宅会社にもコンプライアンス・プログラムを提供し、実践してもらうことも必要となるであろう。

４　コンプライアンス・プログラム

重大製品事故発生時のコンプライアンス･プログラムを構築しておくことが必要である。
このプログラムの内容は、時系列的に整理すると次の諸点に集約される。

①事実関係の正確な把握
②原因の究明
③発生した不祥事に対して事態の拡大を招かないための緊急対応
④責任の所在の明確化と処分の実施
⑤被害補償（被害回復）
⑥今後の改善策（再発防止策）の決定と実施
⑦①～⑥の事実の開示（説明責任の履行）

上記の対応方法のうち、①②については、事実上、１０日以内に実施しなければならないのである。

（１）事実関係および原因の把握（前記①および②）
重大製品事故が発生した場合、会社としてはまず一刻でも早く、できるだけ詳細かつ正確に事実関係を把握しなければならない。
この事実関係は、

ａ）何が起こったのか
ｂ）いつ起こったのか
ｃ）どこで起こったのか
ｄ）なぜ起こったのか（②の原因の究明）
ｅ）今の状況は何か
ｆ）これからどうなると予想されるか

の各点についてできるだけ早期にはっきりさせる必要がある。
上記のうち、ｆ）のこれからどうなると予想されるかの点はｄ）原因が不明な段階では予想がしにくいことが多いが､ケースによっては原因がはっきりしなくても事態の拡大が予想される場合は､それを前提として次に述べるリコールなどの対応を採らざるを得ないこともある。

（２）緊急対応（前記③）
①一般論
重大製品事故が発生した場合にはそれ以上の事態の悪化を招かないことが最大の課題となる。

たとえば、住宅設備機器の不具合で火災が発生した場合、関係各所への緊急運絡、緊急対策本部の設置、従業員・付近住民の安全確保のための対応などを実施しなければならない。

これらをスピーディーに実施するためには、会社としてはあらかじめ自社で想定される緊急事態の類型ごとにそれぞれの対処マニュアルを準備しておく必要がある。

このようなマニュアルが準備されておらず、あるいは準備されていても有効に機能しないでさらなる事態の悪化（２次的不祥事）を招いた場合は、それ自体が致命的な不祥事として役員の責任問題等に発展することを覚悟しなければならない。

②リコール（製品の自主回収）について

ａ）クレームの発生
↓
ｂ）事実関係の確認　消費者に具体的な損害は発生したか、どのような状況で発生したか
↓
ｃ）原因の究明　原因は何か、製品の不良（欠陥）といえるか
↓
ｄ）同様のケースが発生する可能性はあるか
↓
ｅ）回収しなければどのような損害（影響）が考えられるか

リコールをすべきか否かの判断では、原因を究明し類似のケースが発生する可能性があるかどうかが原則的な基準となる。しかし、類似のケースの発生が容易に予想されるのなら格別、発生の可能性が低く、仮に１，２件発生したとしても被害がほんど考えられないような場合はリコールをしないことも許される。

Ｑ．重大製品事故をキャッチしたときの具体的な行動マニュアルの有無･程度を確認する必要はあるか？マニュアルを実際に動かし、チェックすることが必要なのか？

Ａ．行動マニュアルをコンプライアンス・プログラムとして策定していただきたい。

５　緊急の対応が必要

たとえば、雪印乳業食中毒事件では６月２８日の段階で午後３時頃には３件であったクレーム件数がその日の夕方には７件まで増えていたが、社長を除く役員間の話合いで「原因がわからない以上公表や回収はかえって混乱を招く」という判断から公表・自主回収が先送りされてしまった。ここでの判断基準は「原因がわからない以上はリコールしない」ということであった。

しかし、このケースで「同じ原因と考えられるクレームが複数件発生したら回収に踏み切る」という判断基準を経営トップが明確に持っていたなら、事態はまた違った方向に向かったはずである。

このケースからいえることは、経営トップは単に危機管理意識を強く持つということだけではなく、自社で予想される事案ごとに（リコールならリコールの）明確な判断基準をあらかじめ持っておくことが必要である。

６　消費者による製品の誤使用を防止する取り組みの重要性

重大製品事故が発生した場合、住宅設備機器等メーカーは、１０日以内に全力で情報収集に努め、併せて立証資料も準備しなければならない、という重労働を強いられる事となる。

この準備にかかる大きな労力とコストを考えると、やはり、未然に防止できる事故については、未然防止に務めるのが賢明であると言えよう。

この点、独立行政法人製品評価技術基盤機構「消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック」によると、製品事故の３分の１以上、消費者の誤使用が関係する事故が発生しているというのである。

《Ｑ＆Ａ》

Ｑ．取扱説明書に「誤使用」の危険性を明確に（積極的に）表示していた場合でも、重大製品事故が起これば、報告するのか？

Ａ．製品の構造等に全く起因しないとまで明確に言えない場合には、事故報告をすることになる。

Ｑ．「製品設計上の対応が困難」＋「誤使用情報の積極的な提供」でも報告義務があるのか？

Ａ．製品の構造等に全く起因しないとまで明確に言えない場合には、事故報告をすることになる。

7　事業者による消費者の使用状況調査が大事

いきなり、重大製品事故が発生する　というものでもなく、やはり、前兆のような小規模な事故は発生する事だろう。
その事故が「消費者の誤使用」によるものであった場合、「それは消費者の使い方が悪いから」という一言で片付けてしまうのではなく、しっかりと誤使用が生じた原因を検証すべきである。

消費者による誤使用事故発生
↓
誤使用の原因調査
↓
取扱説明書や警告書の記載の変更・製品への改良などの安全対策措置を講じる
↓
誤使用事故による労力・コストの削減を図る。

更に言えば、誤使用事故など発生しなくても、消費者による製品の使用状況調査は、実施しておくべきであろう。
そのためのアンケートの作成等にも積極的に取り組んでいただきたい。

《Ｑ＆Ａ》

Ｑ．既存製品、新規開発製品は全てリスク評価を行う必要があるのか？リスクの大小、レベル分けも行なう必要なのか？

Ａ．できる限り、行っておいた方が良いと思う。

８　耐用期間を経過した設備機器についての警告の必要性

耐用期間を経過した設備機器の使用により重大製品事故が発生した場合も報告義務の対象となる。

特に、耐用期間を経過した後、だましだまし使用することが、重大製品事故につながる危険性のある製品については、早期に消費者に告知するような活動をしたり、また、住宅会社が実施する定期巡回時に製品チェックをする体制を取り込んでもらうなど、対策を施す必要がある。

《Ｑ＆Ａ》

Ｑ．経年劣化や誤使用対策として、「製品の表示のあり方」は根本的に変更する必要があるかもしれないが、今の形式（取扱説明書、本体表示、ＨＰ等々）でより徹底すればよいのか？

Ａ．製品の表示のあり方も再検討を要するが、業界全体で、どのように経年劣化対策・誤使用対策を講じることができるか、というグローバルな視点による対策の検討が大事である。

Ｑ．法の施行効果により、製品の捕捉率は高まると思われるが、これまで以上のエネルギーを注ぐ必要が出てくるが、製品の供給の形式等で何か考慮すべきことはあるか？

Ａ．トレーサビリティ管理の導入や、製品の基本情報の積極的な情報提供－特に耐用年数の明示＋誤使用情報＋注意表示などの徹底を図っていく必要がある。

マニュアル整備の重要性

※　１　この段階で下記の質問を顧客から聴取し、製造メーカーへ報告

〇製品名
〇機種・型式等
〇事故発生年月日
〇被害概要
〇事故内容
〇事故を認識した契機と日
〇事故発生場所

問１．重大製品事故を知ったときとは一体いつなのでしょうか。事業者が調査をした結果、報告対象となる重大製品事故であることが分かった時点ということでしょうか。

(答)

製造事業者又は輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったとき(すなわち、会社の社員の誰かが重大製品事故の第一報を得た時点)です。

なお、製造事業者又は輸入事業者は、知り得た製品事故が重大製品事故であるかどうかを適切に把握することが重要です。

問２.製造事業者又は輸入事業者以外の者であっても、重大製品事故の発生を知った場合には、国に報告しても良いのでしょうか。

(答)

重大製品事故の発生を知り、製造事業者又は輸入事業者のみならず、国にも直接通知することが適当と考えられる場合には、国へ連絡いただいても結構です。ただし、国は、このような情報について十分な調査･分析を行うため、報告を頂いた方、製造事業者又は輸入事業者に対して十分な確認を行った上で、公表等の対処を行います。

問３.１０日間以内の報告であるが、１０日間で分かる範囲でまずは報告をするということで良いのでしょうか。

(答)

完全な情報を収集するために、事故発生の事実を消費者に知らせるのが遅れ、結果的に事故の多発を招くようなことがあってはいけないと考えています。このため、重大製品事故の発生を知った場合には、１０日間の限られた期間の中で最大限の情報収集に努め、10 日間以内に国に報告することが重要です。なお、勿論、国に報告を行った後、新たな事実が判明した場合には、直ちに追加報告を行うことはいうまでもありません。

問４.製造事業者等が製品回収を行う際に、販売事業者が持っている顧客リストを提出して協力しようと考えているのですが、顧客の同意なしに、顧客リストを製造事業者に提出することは個人情報保護法に抵触するのでしょうか。

(答)

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第１６条第３項第２号の規定に基づき、消費者に危害を及ぼす事故が起こる危険性のある製品を回収する場合で、当該製品の購入者に緊急に連絡を取る必要がある時には、販売事業者が有している顧客リストを製造事業者等に提供することは問題とならないと解されます。

《Q＆A》

Q．事故原因の究明には時間がかかるケースもあり、当初推定が間違うこともありますが、どの時点で報告すべきですか？

A．１０日以内に報告をすることとなる。
なお、報告をする項目は、○製品名○機種・型式等○事故発生年月日○被害概要○事故内容　○事故を認識した契機と日○事故発生場所であり、原因についての報告は要求されていない。

Q．また、報告後の修正はその都度行なうのですか？

A．その都度行うこととなる。

Q．製品事故関係の連絡網を決めておくことや、簡単な情報の伝達・仕組みを関係者間で周知することが必要なのか？住宅部品の場合は、①住宅会社･工務店・販売会社等の消費者との契約関係にある業者、②住宅部品の流通業者（代理･販売店、問屋）、③施工業者（メーカー系列で否かを問わず）

A．コンプライアンス・プログラムとして、業者毎に策定する必要があるし、業界全体として、対応方法をあらかじめ、しっかりと策定しておく必要がある。

Q．被害者情報の把握や被害者との交渉・対応について、関係企業との間で情報共有を図ることが重要となる。そのためには、いたずらな紛争にならないようにしなければならず、そのためには社内の消費者対応窓口や技術情報整理部署（品質管理・保証部門）の動員体制・仕組みを日頃から鍛えておくべきか？

A．このような視点が非常に大事である。

＜事故情報の収集モレを防ぐシステム作り、人作り＞

《Q＆A》

Q．製品事故を漏れなく収集するにはどんな体制整備が必要か？

A．情報収集ルールをコンプライアンス･プログラムとして明確に定める事が大事になる。指針は、指針は、「製品安全自主行動計画策定のガイドライン」として３月２日に発表された。

Q．法の規定による「製品事故」より幅広く収集する必要もあるのではないか？例えば、重傷に至らない軽症等や、たまたま事故に至らない事例なども収集し、リスク管理を行なう必要があるのではないか？

A．ご指摘の通り、情報は幅広く収集し、事故の予防に努めることが重要である。

Q．収集した事故等情報を、どのようなステップで分類し、整理するのか？
分類、整理の責任者・スタッフを明確にし、社内に周知する必要があるのではないか？
周知するためにどんな努力をしたのかも明確にすべきではないのか？

A．事故情報などの整理方法については、実務的な対応方法につき、協議させていただきたい。マニュアルの一例を紹介できるのであれば、参考例を紹介していきたい。

9　ハウスメーカー・ビルダーに係る自主行動指針

１．企業トップの意識の明確化について

☆（１）利便性の向上のための施工を追求するたけではなく、安全に稼働する修理・設置工事を通じて、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。

（２）会社法では、大会社等に対し、内部統制システム（取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制）構築の基本方針を取締役会で決議し、事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

２．体制整備及び取組について

（１）リスク管理体制の整備

１）製品の修理・設置工事基準、苦情対応マニュアル等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。

２）法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制や施工者のスキルとモラルを持続的に向上させるための教育・研修体制を整備するとともに、本自主行動指針の実効性が確保されているかどうか、定期的に内部監査等によりモニタリングをすること。また、教育・研修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種規程類、体制、内部監査手法等を見直すこと。

（２）情報の収集・伝達・通知等の取組について

１）製品事故等（欠陥、不具合、苦情）の情報について、消費者や販売事業者からの積極的な収集体制を整備すること。

２）製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。

３）製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対する通知体制を整備すること。

４）製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者との間で情報を共有できるような体制を整備すること。

☆５）製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。

☆６）製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対して迅速に通知すること。

（３）修理・設置工事等の取組について

☆１）安全レベルが低下する修理・設置工事は消費者の希望があったとしても絶対に行わないなど、施工者のモラルを維持すること。

☆２）製品事故等の情報を基に、修理・設置工事方法にフィードバックするなどにより、継続的に製品安全を向上させること。

☆３）製造事業者、輸入事業者が行う製品回収に協力すること。その際、製品の設置工事者がわかる場合には、製造事業者、輸入事業者と協力して直接回収に当たること。

４）消費者に製品を正しい使い方を啓発、周知する政府等が主催の活動に対し、積極的に参画することなどを通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。

３．中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が弱い中小事業者への配慮として、コスト面等の制約等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、☆が付された項目を中心に取り組むことが望まれる。

１０　製品事故に関する報告義務者

① **製造事業者又は輸入事業者は**、我が国の市場に最初に製品を投入する者であり、かつ、製品の設計・加工・組立や輸入行為等を通じて当該製品と最も密接な関係を有する者であることから、製品の安全性に一義的な責任を負う事から報告義務者とされている。

② **関連事業者については**、製造・輸入事業者への通知を行う努力義務を課している。
　消費者と直接的に接する立場にある事業者（小売販売事業者）や製品の修理事業者又は設置事業者に対しては、その事業に係る製品について事故の発生を知った際、その旨を当該製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努力すべき旨、改正法に規定されたところである。この規定を実効あらしめるためには、販売事業者等が製造事業者又は輸入事業者に対して速やかに通知できるよう、製造事業者又は輸入事業者は社内に受付窓口を設置し、販売事業者等からも明確に分かるようにすることなどの配慮が必要である。

③　**ユーザーからの情報提供について**、経産省はパブコメに対する回答において、「国は、製造事業者等のみならず、消費者等からも積極的に情報を受け付けるとともに、今後は国民生活センターとの連携を更に強化して、網羅的に事故情報を把握できるシステムの構築を目指してまいりたい。」と回答している。
　この回答の趣旨に鑑みると、消費者→国民生活センター→経産省という報告ルートも確立されていく事が予測される。
そうすると、「知ったときから１０日」と言う概念を逆手にとって、情報の流入を遅くするようなスキームは意味がない事となる。
スピーディーな対応が要求される事となるだろう。

④　**ブランドメーカーについて**、ブランドが付されている商品については、国内の製品が企業ブランド主義で流通している事から、報告義務者となるべきであるとのパブコメの意見に対し、経産省は、「改正消費生活用製品安全法における報告義務の対象者は、真に製品を製造又は輸入している事業者であり、ブランドを添付しているだけの事業者は報告義務の対象者とはならないものと考える。いずれにせよ、ブランドメーカーに対しても、改正法に基づく販売事業者としての責務を果たして頂くことになる。」と回答している。

Ｑ．当社はA社に製造委託を行い、当社ブランドで給湯機器を出荷しているが（この場合ユーザーは当社しか認識し得ない）、事故が起きた場合、当社がA社に連絡するだけでよいのか？

Ａ．上記経産省の回答内容に照らすと、貴社は販売事業者としての責務を果たす立場となる。

⑤　製造事業者又は輸入事業者にあっては、事故情報を提供した販売事業者や同一の製品の取引先販売事業者等に対し、事故情報に基づき当該製造事業者又は輸入事業者が行った対応策について知らせることも重要である。

⑥　また、製造事業者又は輸入事業者は販売事業者等からの事故情報の通知を忌避せず、通知を受けた事故情報を確実に行政庁に報告することなど、行政庁は製造事業者又は輸入事業者に対して、今回の報告義務化に関する周知を徹底すべきである。

⑦　なお、このように製造事業者又は輸入事業者に事故情報を集中的に報告させるシステムを構築することは、製品安全に一義的責任を有する製造事業者又は輸入事業者が自ら製品事故対応を充実させていく上でも意義がある。

⑧　他方、製造事業者又は輸入事業者以外の者であっても、製品事故の発生を知り、製造事業者又は輸入事業者のみならず、行政庁にも直接通知することが適当と考えられる場合には、行政庁へ通知できることが重要である。行政庁は、このような情報について十分な調査・分析を行うため、通知を行った者、製造事業者又は輸入事業者に対して十分な確認を行った上で、適切に対処すべきである。

《Q＆A》

Q．当社はキッチンメーカーに「ガスコンロ」を納入し、キッチンシステムに組み込まれて出荷されているが、ガスコンロが原因の事故の場合、「製造事業者」は当社になるのか？それともキッチンメーカーになるのか？（住宅部品には、こうした事例は、山ほどある）

A．　キッチンシステムに組み込まれているガスコンロが単体で製造･販売され、一般消費者が容易に市場で入手できる場合には、ガスコンロの製造事業者が報告義務を負います。

他方、当該ガスコンロが特定のキッチンシステムに組み込まれる製品として製造されている場合には、キッチンシステム全体を製造している事業者が報告義務を負います。

Q．ＰＬ法が規定している「製造事業者」と、本法のいう「製造事業者」はどう違うのか？

A．ＰＬ法第２条３号の

①　「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」については、消安法上の製造事業者に該当する。

②　「自ら当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者、又は当該製造物にその製造事業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」については、消安法上の製造事業者には該当しない。

③　「前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造事業者と認めることができる氏名等の表示をした者」については、消安法上の製造事業者には該当しない。

１１　報告の対象となる製品

①　改正法案においては、報告義務対象となる製品は、他の法令により個別に規制されているもの（例：自動車、化粧品、医薬品等）を除いた消費生活用製品を広く対象とすることとしている。

②　これは、今後、技術革新等に伴い新たな製品が次々と出現する現状にかんがみ、対象となる製品をポジティブにリストアップする方式では対応が不完全なものになるおそれが高いため、対象外の製品を除いたネガティブリスト方式とすべきとの考えによるものである。

③　なお、製造事業者又は輸入事業者が業務用として製造又は輸入している製品であっても、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能であり、現に、当該製品を一般消費者が使用して、次の（４）のような製品事故の被害に遭った場合には、報告の対象とすべきである。

《Ｑ＆Ａ》

Ｑ．対象となる製品に住宅の窓の外部側に使われているシャッター、又は、ガレージに使われるシャッターは含まれるのか。また、学校などで住宅と同仕様のサッシが仕様されていて、学校で事故が発生した場合、報告義務の対象となるのか。

Ａ．消費生活用製品とは、一般消費者の生活の用に供される製品が対象である。また、製品を使用する場所により、報告義務の対象か否か変わるものでもない。従って、シャッターやサッシ等は消費生活用製品安全法における報告義務の対象である。また、学校や会社などで使用されている場合も同様に、報告の対象である。

Ｑ．対象となる製品を、消費生活用製品と定めているが、設置後に不動産となる製品による事故は、報告義務の対象となるのか。

Ａ．具体的にどのような製品を想定しているか不明であるが、設置後に不動産となるものであっても、一般消費者の生活の用に供される製品であれば消費生活用製品に該当し、当該製品起因の重大製品事故が発生した場合、報告義務の対象となる。

Ｑ．住宅内に設置される建材部品、設備機器は全部対象となりますか？

Ａ．一般消費者の生活の用に供される製品であれば、消費生活用製品に該当する。

Ｑ．物置は？シャッターは？カーポートは？門扉は？フェンスは？

Ａ．一般消費者の生活の用に供される製品であれば、消費生活用製品に該当する。

報告対象となる重大製品事故か否か　～判断が難しい事例を中心に挙げてみました～

◆対象となる例◆（注）いずれも、製品事故という前提で提示しています。

◎ *家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所で使用し、一酸化炭素中毒死亡事故が*
発生した。

↓

「ガス湯沸器」は消費生活用製品であり、これを家庭ではなく事務所で使用した場合であっても、一酸化炭素中毒事故の発生は重大製品事故となります。

◎*家に設置されている雨戸(金属製の*シャッター*)において、子供が指を挟み、指を切断した。*

↓

一般家庭の家屋に広く設置される雨戸(シャッター)は消費生活用製品に当たり、身体欠損は重大製品事故です。

◎ *業務用ガスオーブンとして海外で製造されたものを一般家庭での需要が見込まれるため*
家庭向けにも輸入・販売していた製品が、家庭で爆発事故を起こし、家屋が半焼する火災が発生した。

↓

業務用製品であっても、一般消費者が容易に購入でき、現に、その製品で重大製品事故が発生した場合には、幅広く報告することとなっています。

◆非対象となる例◆

◎*レストランの厨房に設置されている業務用冷凍ケースから漏電があり、火災が発生した。*

↓

業務用冷凍ケースは事業者が事業のために使用する業務用の製品であるため、消費生活用製品に当たりません。

◎*家屋の床下の柱が設計よりも細かったため座屈して、住人が重傷事故を負った。*

↓

床下の柱は、建築物と考えられ、また、一般消費者が市場で購入するようなものではないことなどから、消費生活用製品に当たりません。

企業が悩む一番の問題点は、事故が発生した場合、それが重大製品事故に該当し、１０日以内に経産省に報告する義務があるかどうか、という判断である。

この点、これまでは、建材のリコールハンドブックなどを参考に、「リコールを要するか否か」という判定をしてきた住宅設備機器等メーカーが多いと思われるが、このリコールを要するか、という判断基準と、国に対する報告を要するか、という判断基準は

異なるのである。

〈リコール判断の基準　建材のリコールハンドブックより抜粋〉

要するに、リコール要否の判断においては、消費者の安全確保を最優先し、「人への危害又はその可能性があるか」、『拡大の可能性があるか」を判定するのであるが、社会通念上不適切な製品選択、組立、施工に起因する事故の場合は、住宅設備機器等メーカー主体のリコールの対象とはならない(建材のリコールハンドブック)と言われてきた。

これに対し、新しい消費生活用製品安全法においては、重大製品事故が発生し、これが施工に起因するものであったとしても、製造メーカーは国に対する事故報告を行わなければならないのである。

この点についての経産省の説明内容は、以下の通りである。

Q　.製品の欠陥ではないが、製品の設置の際の電気配線のミスで火災に至ったような場合は、製造事業者の報告は必要なのでしょうか。

A．その電気配線ミスが製品の構造等に全く起因しないとまでは明確にいえない可能性があることから、製造事業者による事故報告は必要です。

このリコールを要するか否かという判断基準と国に対する事故報告を要するか、という判断基準は全く異なるという事を認識することが第一である。

Q．製品事故の原因が取り付け、施工工事による場合は、製造事業者としてはどんな対応になるのか？（本法での製品事故に相当するのか）

A．製品の構造等に全く起因しないとまで明確に言えない場合には、事故報告をすることになる。

Q．事故の原因が施工説明書の不備によるものでない場合はどうなるのか？

A．施工説明書の不備によるよらないの判断は、リコールをするか否かの際の判断基準であり事故報告を要するか否かの判断基準は、製品の欠陥による事故でないことが明白か否かという点にある。
施工説明書に不備はなくとも、製品の構造等に全く起因しないとまで明確に言えない場合には、事故報告をしなければならない。

Q．重大製品事故であるかどうか見究めきれない場合も報告義務が生じますか？

A．製品の構造等に全く起因しないとまで明確に言えない場合には、事故報告をすることになる。

Q．住宅部品の特性として、取り付け、施工にかかわる事故も多いので、今後の対策として、施工マニュアル等の見直しや施工者教育等が重要になると思われるが、これまで以上の対策とはどんな内容になるのか？

A．より分かりやすく丁寧な内容で、事故、誤使用を起こさないような対策・検討を要すると考える。

１２　行政庁に報告すべき事故の範囲

　製品事故に関する報告への確実な対応を確保し、効果的な制度運用を図る観点から、行政庁に報告すべき事故は、以下のような重大製品事故に限定された。

a) 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。
➤死亡事故
➤重傷事故（治療に要する期間が三十日以上の負傷・中毒）（例：身体欠損、失明等）
➤一酸化炭素中毒（一般的に重篤な後遺症が残ることが多い事故として特掲。）

３０日の期間の意味
　道路交通法施行令では、重傷を「治療に要する期間が３０日以上」と規定している。また、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律では、重傷病を「療養期間が１ヶ月以上」と規定している。
　従って、重傷事故の定義を「治療に要する期間が３０日以上の負傷・中毒」と規定したものと思われる。

b) 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。
➤火災（各消防本部が火災として認定したものであって、製造事業者又は輸入事業者がその事実を覚知したもの。）
　現在においては、火災のみ(パブコメ回答)。

１３　報告を要しないもの

①「重大製品事故」以外の軽微な事故

②　消費者の誤使用が明らかな事故
→「重大製品事故」以外の事故については、従来より独立行政法人製品評価技術基盤機構が行っている任意の事故情報収集制度により、引き続き事故情報の収集を図っていく。

③　製品の欠陥によって生じたものではないことが明白な事故
その具体的な内容としては、以下のとおり。
ａ）自動的に対象外とすべきもの
○故意に人体に危害を加えた場合（例：自殺等）
○製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合（例：自転車を使用中に背後から来た自動車に追突されて交通事故に巻き込まれた場合等）
ｂ）個別に判断を要するもの
○一般消費者の目的外使用や重過失の場合等について、個別に判断する。
（例：天ぷら鍋を自動消火装置のついていないコンロにかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故。）【報告義務の対象外】
（例：ホームセンターで売られている比較的安価なシュレッダーにおいて、家庭で子供が指を切断した事故。）【報告義務の対象】

④なお、報告制度の運用に伴い、ｂ）に該当して報告を要しない事故事例を経済産業省のホームページ上で順次公開し、事例の蓄積を図りながら、安定的な制度運用に努めるべきである。

⑤また、個別に判断を要する事例については、製造事業者又は輸入事業者が行政庁に事故報告をすべき事故であるか否か判断に迷う場合が少なからず発生するものと思われるが、消費者保護の観点からは、製造事業者又は輸入事業者が可能な限り幅広く事故情報を行政庁に報告することが望ましい。

⑥なお、今回の事故報告制度においては、報告の対象となることと製品の欠陥があることとは直結しておらず、製造事業者又は輸入事業者が行政庁への事故報告を行った事実をもって、直ちに、民事上又は刑事上の何らかの責任を負うことにはならないと解するべきである。

⑦さらに、行政庁の恣意的な裁量を制限し、安定的な制度運用を図るため、事故報告の対象事案か否かを判断する第三者委員会（消費経済審議会製品安全部会の下部組織）を設置し、四半期に一度の頻度で、行政庁（経済産業省）の運用状況をチェックすることにより、透明性の高い仕組を構築すべきである（なお、第三者委員会については、事故報告のみならず、行政庁（経済産業省）が行った事故内容等の公表等についても定期的にチェックすることが望ましい。）

⑧重大製品事故の報告を怠った製造・輸入事業者については、体制整備命令を機動的に発動するとともに、当該命令違反に対しては、厳正に対処していく所存である。また、国が何らかの方法で重大製品事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、当該製造事業者又は輸入事業者が報告義務を意図的に履行していない等が認められる場合には、製品一般名、事故概要、受理日、事故発生日に加え、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名についても、可及的速やかにホームページで公表するとともに、必要に応じて、記者発表を行う予定である。

注意すべきは、報告を要しない場合を上記③ａ，ｂに限定しており、裏を返せば、その他は全て報告対象とすることが予定されているという点である(経産省パブコメ参照)。

《Ｑ＆Ａ》

Ｑ．製品の欠陥によらない事故でも報告しなければならないのか？

Ａ．本法における製品事故の定義は、法律第２条４項のとおり「消費生活用製品の欠陥に生じたものでないことが明らかな事故以外のもの」である。このため、結果的に「製品の欠陥によらないと考えられる場合」においても、広く報告義務の対象となりうる。

Ｑ．事故の原因の一つに製品の劣化が関係している場合でも報告しなければならないのか？（耐用年数が１０年くらいの製品を２０年も使っていた場合でも、「製品事故」となるのか？／「１０年を過ぎたら取替え時です」という表示の有無･程度）

Ａ．製品の劣化が原因であったとしても製品事故として報告を要する。
「１０年を過ぎたら取替え時です」という表示があったとしても、重大製品事故が発生した場合には、報告を要する。
民事・刑事上の責任の有無の問題と、報告の要否とは別という発想を持つことが大事である。

注意点

重大製品事故でなくとも、製品事故が生じた場合には、法３４条１項により、当該情報を一般消費者に対し、適切に提供するよう努める事が要請されている。

《Ｑ＆Ａ》

Ｑ．「製品事故」を収集し当該情報を消費者に適切に提供する努力義務が課せられていますが、全ての「製品事故」を提供するのですか？

Ａ．下記製品事故の定義に該当するものについては、一般消費者に対して情報提供する努力義務がある。
消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、
①　一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは、

② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

のいずれかであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの

Q．また、それはどのような方法で提供すれば良いのですか？

A．インターネットや社告など、一般消費者にとってわかりやすい方法で提供する事となる。

Q．ＰＬ法が想定する「製品事故」と、本法のいう「製品事故」はどう違うのか？

A．まず、「消費生活用製品」の事故に限定しているのが、消安法で、ＰＬ法では、このような限定はない。

また、ＰＬ法上の欠陥とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造事業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を言う。

この欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害する事故をＰＬ法は、射程範囲としている。

これに対し、消安法上は、生命・身体に対する侵害を対象としており、「財産」侵害があっても消安法上の製品事故にはあたらない（但し、火災は対象)。

他方で、ＰＬ法においては、欠陥の定義を明示しているのに対し、消安法上は、「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの」と射程範囲を広げている。

１４　報告の起算日、期限及び内容等

①　報告の起算日は、通報、通知等により、重大製品事故の発生の事実を知った時とし、製造事業者又は輸入事業者は、起算日から１０日以内に行政庁へ事故報告を行うべきである。
②　具体的な報告項目は、事故発生日、被害の概要、事故の内容、製品の名称、機種・型式、製造・輸入・販売数及びその時期、事故を知った契機と日、事故原因（既に判明している場合）、事故への対応（既に再発防止の措置を講じている場合）とする。
③　報告様式についても、改正法においては、省令で定めることとしたところであるが、事前に、行政庁（経済産業省）が作成するとともに、事業者の利便性を高める観点から、当該様式をホームページからダウンロードできるようにすべきである。なお、緊急の場合には、ファックス又は電子メールで一報することも可とすべきである。
④　なお、事故報告の窓口は、報告の迅速性や製造事業者又は輸入事業者の利便性等を考慮し、経済産業省（本省）に一本化すべきである。また、事故報告制度の創設に伴う混乱を避ける観点から、経済産業省は事業者が問い合わせをできるような専用窓口を設置すべきである。

《Ｑ＆Ａ》

Ｑ. 製品の欠陥によって生じたものでないことが明白という理由で意図的に報告を怠った場合への制裁が必要である。

Ａ. 国が何らかの方法で重大製品事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、当該製造事業者又は輸入事業者が報告義務を意図的に履行していない等が認められる場合には、製品一般名、事故概要、受理日、事故発生日に加え、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名についても、可及的速やかにホームページで公表するとともに、必要に応じて、記者発表を行う予定である。

　なお、重大製品事故について、確実に報告が行われていることは極めて重要であり、これを確保するための措置として、消費生活用製品安全法では「体制整備命令」を規定しているところ。体制整備命令は、企業における事故情報の収集、管理、提供のための体制を整備させ、もって以後の報告を確実なものにするための措置であり、この報告制度を機能させるために有効な措置であると考えている。

Ｑ. 製造事業者に対し、行政庁に対する報告義務のみならず、消費者に直接公表する具体的措置（社告の掲載・記者会見等）を取るべき義務を課すべきである。

Ａ. 重大製品事故については、製造・輸入事業者から報告を受けた事故情報を、経済産業省 web サイト上で公表するなど、消費者に対して事故情報を迅速かつ的確に公表して参りたい。また、製造事業者等が消費者に直接公表する具体的措置については、各事業者の裁量に任せており、義務化を行うことは考えていない。ただし、事

業者が製品安全について前向きに取組、消費者から評価されるための自律的な行動メカニズムを構築するコンプライアンス・プログラムを策定していくよう、促してまいりたい。

１５　重大製品事故の公表

経済産業省　『新しい消費生活用製品安全法について～製品事故情報の報告・公表制度が始まります～』８頁以下において、次の説明がなされています。

◆経済産業省は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表します（＊１）。(法第３６条第１項)
◆重大製品事故の具体的な公表方法は、以下のとおりです。
（１）≪ガス機器・石油機器による重大製品事故≫ 報告後直ちに、事業者名、製品の名称、事故の内容等を記者発表（＊２）するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。
（２）≪その他の消費生活用製品による重大製品事故≫
ｉ） 製品起因の事故であることが疑われる場合、報告後直ちに、①製造事業者又は輸入事業者に対し再発防止策を求めるとともに、②事業者名、機種・型式名、事故の内容、消費者の危険回避に資する事項等を記者発表するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。
ⅱ） 製品起因の事故か否かが不明な場合には、以下のような公表方法となります。
【第１ステップ】 経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者から報告を受けてから、明らかに報告対象でない事例等を除き、原則、１週間以内に①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日を経済産業省のウェブサイトで公表し、事故発生の概要について記者発表を行います。
【第２ステップ】 報告を受けた事故情報をさらに分析し、製品起因が疑われる場合には、上記ｉ）と同様に公表等を行います。
※ これら以外の事故については、製品が原因であるとは断定できないことについて第三者委員会（後述）での判定を経た上で、製品安全に資する情報提供の観点から、事業者名、型式名等を経済産業省のウェブサイトにて判定の結果を付して情報提供を行います。
◆いずれにせよ、製品起因の可能性が完全に払拭されない事故については、然るべき理由が付された上で、事業者名、事故概要等について何らかの形で公表されることとなります。
◆経済産業省では、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性について定期的に確認するため、外部委員からなる第三者委員会＊４を設置し、四半期に一度の頻度で経済産業省の運用状況をチェックすることとしています。これにより、行政の恣意的な裁量をできるだけ制限し、透明性の高い制度運用に努めます。

＊１ 公表に当たり必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（ｎｉｔｅ）に技術上の調査を行わせることとしています。(法第３６条第２項)

＊2 本資料において「記者発表を行う」と言った場合、資料を配布し、記者に口頭説明を行う場合と、資料配付のみを行う場合があります。

１６　関係各主体による事故の再発防止に関する責務

①製造事業者又は輸入事業者は、自ら製造又は輸入した製品に係る事故が生じた場合、当該製品事故が発生した原因調査を行うとともに、必要な場合には、当該製品の回収その他の措置をとるよう努めるべきである旨、改正法において規定されている。

②販売事業者は、危害防止命令等によって製造事業者又は輸入事業者が行う製品の回収等の再発防止措置について、可能な範囲内で、当該製品の販売の停止、在庫情報の提供等、当該措置が円滑に進むよう協力していくべきである旨も改正法において規定された。

③なお、製造事業者等が倒産又は廃業等となっている場合については、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が当該製造事業者等に代わって、製品の危険性に関する情報を消費者に周知し、消費者が危険を回避できるようすべきである。

１７　その他

（１）任意の製品事故報告制度
①上記の報告義務から除外される製品事故は、引き続き経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構における任意の報告制度等を通じて幅広く把握すべきである。
②経済産業省は、上記の任意の報告制度等によって知り得た事故情報については、必要に応じて、報告徴収等により、事故原因の究明を図り、当該事故が製品起因であることが明らかな場合には、製造事業者等に対して適切に指導を行うべきである。

（２）製品安全に関する自主行動指針（コンプライアンス・プログラム）等について
①事業者が製品安全に対して前向きに取り組み、消費者から評価されるための自律的な行動メカニズムを構築するために、まず、国が製品安全に関する自主行動指針を策定し、その自主行動指針に基づき各事業者において自主行動計画の策定を促進すべきである。なお、平成１８年５月１日に施行された会社法における内部統制の考え方も反映させるべきである。かかる自主行動計画策定を通じて、持続的に事業者の製品安全向上策が図られることは、今般の改正法に規定されている事業者の責務を果たす上で有効であると考えられる。
②また、製品安全に対して前向きに取り組み、消費者から高く評価されている事業者を国として奨励するための仕組み（表彰制度）の創設を検討してはどうか。

（３）中小事業者への配慮
中小事業者の場合、製品安全確保に関する責任を全うする意思を有しながらも、資力等の観点からこれらの責務を果たすための十分な対応をとることができない場合もある。こうした場合には、民間事業者における保険制度活用等の検討により、意思ある中小事業者を適切に支援することが必要である。また、必要に応じ、一時的な資金繰りの問題に直面した中小企業について、既存の中小企業融資制度を的確に活用することにより、適切に支援することが必要である。
　また、本事故情報報告義務制度につき、中小事業者にも周知を図るためには、制度発足に当たり、行政庁として十分な広報活動を行うことが重要である。

（４）関係行政機関の体制整備
事故情報の報告の義務化に伴い、今後、事故情報が経済産業省に集まることとなる。消費生活用製品の安全対策には、事故情報を迅速かつ的確に収集して、消費者に還流することに加え、事故情報を専門的に分析して、製品に問題がある場合には、当該製品の製造･輸入事業者に対して回収、改善を行うことが、再発防止にとって極めて重要である。
また、製品の機能、技術等や業界動向に対し、専門的知見を持った部局が対応することが重要であり、そのためには経済産業省の組織をあげた体制整備を図ることが必要である。
このような事故情報の分析、消費者への提供や、再発防止策などの対応を通じて得た知見については、更なる製品安全施策全体の強化・充実などに活かしていくことが期待される。

（5）自らの安全を守る消費者の自覚
製品を日々使用し、維持・管理するのは消費者であることから、製品の安全確保を事業者のみで達成することは困難であり、消費者も自らの安全は自ら守るということを自覚して行動する必要がある。例えば、製品購入時には安全な製品を選択し、製品使用時には製品取扱説明書に従って、常に安全に使用するための使用方法の確認を自ら行うことが期待される。さらに、製品の回収に協力し、製品の状態について点検することが期待される。このため、家庭内における製品安全の点検方法や注意事項等を効果的に消費者へ周知するため、製品安全点検に係る啓発活動を広く行い、消費者の活動を促すとともに、これを国民運動に高めるよう関係者は努力すべきである。

《Q＆A》

Q．消費者の積極的な相談や苦情の申し出も重要と考えます。

A．消費者からの通知を受けた場合、製造事業者等へ事故情報を通知し、適切な対応を促して参りたい。また、法第５２条の申出制度も積極的に活用していきたい。

Q．設計において安全確保すべきものは設計に反映させるべきである。安全な製品や事業者の選択には、消費者に十分な情報が開示され、適切な相談場所があることが不可欠である。

A．パロマ工業のガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダーによる事故を踏まえ、技術基準の改正を行ない、設計において安全確保を図って参りたい。また、当省や nite の web サイト等を通じて、積極的に情報提供を行ってまいりたい。

Q．製品の定期点検の制度化についてもご検討いただきたい。

A．消費生活用製品は多岐に渡り、その性能や耐久性も品目毎に大きく異なるため、製品の定期点検の制度化については、さらに検討してまいりたい。他方、消費者に対しては、製品安全の点検方法や注意事項等の周知徹底を図り、消費者自らが消費生活用製品の定期点検を受けるよう促してまいりたい。

（6）製品安全文化の定着
製造事業者又は輸入事業者は、製品の高機能化や多様性、低コストのみを追求するのみではなく、消費者に安全な製品を供給し、安全な消費生活の実現に常に配慮していく。特に、事故情報を基に、次の製品を製造する際、設計段階からこうした情報を反映した製品作りをすることが重要である。また、販売事業者又は修理事業者等においても、消費者が製品を安全に使用し、安全な消費生活が送れるようきめ細かな対応をしていく。国も消費者の安心・安全、あるいは製品安全問題について、中核的な政策課題として取り組んでいく。さらに、消費者も製品安全の確保について自ら行動していく。
このように、消費生活の安心・安全が経済社会における重要な価値として位置付けられること、すなわち「製品安全文化」を経済社会に定着させていくことが重要である。

《Q＆A》

Q．コンプライアンス・プログラムの策定を促進するに当たっては、事業者の規模、製品の特性、生産体制の違い等、実態を踏まえたモデル化を行い、中小零細事業者も前向きに取り組んでいけるような雛形になるようなものを専門家に検討してもらうなど、事業者の実態を踏まえたきめ細かな対応をしていただきたい。

A．経済産業省ではコンプライアンス・プログラムの策定上の指針を示す予定。この指針を参考に、業界団体が中心となって、事業者の実態にあったプログラムを策定して頂きたい。

政令案

（製品事故から除かれる事故）

第三条　法第二条第四項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちやに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。

（重大製品事故の要件）

第四条　法第二条第五項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

一　一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。

イ　死亡

ロ　負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害が存するもの

ハ　一酸化炭素による中毒

二　火災が発生したこと。

（規格又は基準を定めることができる他の法律）

第五条　法第三条の政令で定める他の法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　別表第一第一号に掲げる特定製品食品衛生法及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

二　（略）

第六条　（略）

第七条　（略）

（外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担）

第八条　法第三十一条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

（重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律）

第九条　法第三十五条第三項の政令で定める他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）とする。

（回収等の措置を講ずることができる他の法律の規定）
第十条　法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次の各号に掲げるものとする。
一　食品衛生法第五十四条
二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十八
三　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の五
四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六十五条
五　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各項
（削る）

（報告の徴収）
第十一条　法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品（特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。
２　法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類（届出事業者にあつては、型式）、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項（届出事業者にあつては、法第六条第四号の措置に関する事項を含む。）とする。
３　法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係る消費生活用製品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該消費生活用製品の販売の業務に関する事項とする。

（主務大臣及び主務省令）
第十二条　法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令、法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項を除く。）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。
２　法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令及び法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項についての主務大臣は、当該命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

３　法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項についての主務大臣は、当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。
４　法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令、法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する務大臣の発する命令とする。
５　法第三十五条の規定による報告に関する事項についての主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。
６　第四条第一号ロの主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（都道府県が処理する事務）
第十三条　法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。
２・３　（略）

（主務大臣が指示をすることができる事務）
第十四条　法第五十七条の政令で定める事務は、前条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務とする。

（権限の委任）
第十五条　（略）
２ー５　（略）
６　法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
第十六条　（略）

別表第一（第一条、第五条関係）
（略）

別表第二（第二条、第六条関係）
（略）

別表第三（第十六条関係）
（略）